

工事等事故報告要領

(平成19年3月22日建管－2296)

1 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「事故速報」とは、電話・メール等による通報及び事故速報（様式1）による通報をいう。
- (2) 「事故報告」とは、事故報告書（様式2）による報告をいう。
- (3) 「休業」とは、負傷により現実に働くことができなかった実日数をいい、日数の算定には勤務を要しない日（事業所が定める休日）は含まれない。また、被災した日も休業日数に含めない。
※ 労災保険法では、昭和40.9.15 基発第14 号通達により被災した当日も休業日数となるが、安全衛生法上の死傷病報告においては、被災日の翌日からの算定となる。
- (4) 「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、疾病及び死亡をいう。なお、本要領では、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

2 事故速報・事故報告を要する事故の範囲

この要領において、報告の対象とする事故は、県が発注する工事及び建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）において発生した表－1 の何れかに該当する事故とする。

表－1 事故速報・事故報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
(1) 労働災害 (工事等作業に起因して、工事等関係者が死傷した事故)	工事等作業場内及びその隣接区域（以下「工事等区域」という。）において、工事等関係作業に起因して、工事等関係者が死亡あるいは負傷・疾病した事故。または、資機材・工場製品輸送作業（共通仕様書1－1－1－37 交通安全管理第2項に規定された安全輸送上の計画に記載された作業（以下「輸送作業」という。））に起因して工事等関係者が、死亡あるいは負傷・疾病した事故。なお、 <u>事故報告の対象は、死亡又は休業4日以上</u> の負傷・疾病とする。 ※ 工事等作業場：工事等を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く工事等のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。 ※ 隣接区域：本来、工事等作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事等作業場に接続した区域。
(2) もらい事故 (第三者の行為に起因して、工事等関係者が負傷した事故)	工事等区域において、当該関係者以外の第三者の行為に起因して工事等関係者が死亡あるいは負傷した事故。なお、 <u>事故報告の対象は、死亡又は休業4日以上</u> の負傷とする。
(3) 死傷公衆災害 (工事等作業に起因して、当該工事等関係者以外の第三者が死傷した事故)	工事等区域における工事等関係作業及び輸送作業に起因して当該工事等関係者以外の第三者が死亡あるいは負傷した事故。なお、 <u>事故報告の対象は、死亡又は休業4日以上</u> の負傷とする。
(4) 物損公衆災害 (工事等作業に起因して、当該工事等関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)	工事等区域における工事等関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死亡あるいは負傷に繋がる可能性の高かった事故。なお、 <u>死傷に繋がる可能性がなかったものを除いて事故報告の対象とする。</u>

3 事故速報

- (1) 受注者は、事故等が発生した場合、直ちに電話・メール等により監督員に通報するとともに、別紙様式1の「事故速報」により、速やかに監督員に報告をしなければならない。

- (2) 監督員は、前号により報告を受けた事故等が死亡事故の場合、直ちに電話・メール等により事業所管課及び建設部技術管理課に通報しなければならない。
- (3) 監督員は、事故発生後速やかに、別紙様式1の「事故速報」により、事業所管課及び建設部技術管理課に報告しなければならない。なお、事故速報にて報告後、内容の変更及び追加資料等があった場合は、速やかに第2号以降として報告しなければならない。
- (4) 事業所管課及び建設部技術管理課は、前号の事故速報を受理した場合、必要に応じて事業所管部長・建設部長及び知事へ報告するものとする。

4 事故報告

- (1) 受注者は、発生した事故等が、表－1に規定する「事故報告」を要する事故であると確認した場合、別紙様式2による「事故報告書」を監督員に速やかに提出しなければならない。
- (2) 監督員は、受注者より提出された事故報告書の記載内容について事実関係を確認し、別紙様式3と併せて事故報告書を事業所管課長及び建設部技術管理課長あてに報告しなければならない。
- (3) 事業所管課及び建設部技術管理課は、前項の事故報告を受理した場合、必要に応じて事業所管部長・建設部長及び知事へ報告するものとする。

表－2 事故の分類と報告様式

事故の分類	区 分	事故速報	事故報告書
労働災害	休業日数4日未満	○	×
	死亡又は休業日数4日以上	○	○
もらい事故	休業日数4日未満	○	×
	死亡又は休業日数4日以上	○	○
死傷公衆災害	休業日数4日未満	○	×
	死亡又は休業日数4日以上	○	○
物損公衆災害	死傷に繋がる可能性がなかったもの	○	×
	その他	○	○

○：報告必要、×：報告不要

5 その他関連要領等に規定する報告

関係機関の長は、発生した事故が「秋田県建設工事入札参加者指名停止基準」（以下「基準」という。）の別表第1の5号及び7号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合には、基準第10の規定に基づき基準様式第5号により建設部長（建設政策課建設業チーム）あてに速やかに報告しなければならない。

6 国土交通省所管補助事業における追加手続き

監督員及び受注者は、国土交通省所管国庫補助事業における事故にあっては、この要領の規定に基づく報告・事故報告とともに、「建設工事事故データベースシステム」（以下「SASシステム」という。）の規定に基づくインターネット利用による入力・報告を併せて行わなければならない。なお、SASシステムによる報告を行うにあたっての詳細は、建設工事事故データベースシステム（SAS）の運用事項（令和6年6月6日 技管－226）及び建設工事事故データベースシステムのウェブサイト（<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>）による。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月17日 建管－2037 一部改正）

この要領は、平成20年11月17日から施行する。

附 則（平成27年5月18日 技管－203 一部改正）

この要領は、平成27年5月18日から施行する。

附 則（平成27年12月11日 技管－695 一部改正）

この要領は、平成27年12月11日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 技管－918 一部改正）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日 技管－610 一部改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月28日 技管－523 一部改正）

この要領は、令和6年11月1日から施行する。